

## 弁護士法人布川法律事務所 行動計画

所員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定、公表します。

1. 計画期間 令和6年9月1日 ～ 令和11年8月31日 までの5年間
2. 内容

目標1：所員の子や家族も利用できるリフレッシュルームの設置

### <対策>

- 令和6年9月～ 所員のニーズの把握、検討
- 令和6年11月～ 運用ルールの検討
- 令和7年1月～ 運用ルールの決定、  
利用開始、朝礼や所内会議などによる所員への周知

目標2：令和8年4月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大）。

### <対策>

- 令和7年4月～ 所員へのアンケート調査、検討開始
- 令和8年4月～ 制度の導入、朝礼や所内会議などによる所員への周知

目標3：令和11年8月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間15日以上とする。

### <対策>

- 令和7年1月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和7年4月～ 課長会議での検討開始
- 令和7年10月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和8年4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況の取りまとめなどによる  
取得促進のための取組の開始